

川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』(続)

— 解 題 —

久保田 啓 一

本稿は、本誌二十六・二十七・二十八号(平成二年十一月・同三年十一月・同四年十一月発行)に(上)(中)(下)の三回にわたって掲載した川越市立図書館蔵『芙蓉楼玉屑』の本文編に続く解題である。解題の叙述に当って本文の引用を必要とする場合は、(上)〇〇頁の要領で引用箇所を注記したので、御参照頂ければ幸いである。

一 書誌

- 書型 大本。縦二五・二種、横二〇・〇種。
- 装訂 袋綴。料紙は楮紙。
- 刊写 写本。
- 表紙 縹色、水玉模様。原装。
- 外題 表紙左肩に題簽、「芙蓉楼玉屑」とあり。
- 見返し 右肩にラベル、中央上方に「四、四^{九三}四」と墨書した紙片を貼付。ラベルの請求番号は93。なお、見返しには辻鼎卿撰の叙の書きかけの反故が裏返しに利用されており、冒頭の「服者」以下十四字目「寫」の途中までの文字が

〇内題 透けて見える。
なし。

〇構成 前遊紙一丁、長谷川安卿撰「芙蓉楼玉屑序」(宝暦七年三月)三丁、辻鼎卿撰「芙蓉楼玉屑叙」(宝暦六年十一月)三丁、本文六十一丁、山岡浚明撰跋(宝暦七年三月)二丁、後遊紙一丁。以上全七十一丁、墨付六十九丁。

〇丁付 山岡浚明の跋(二丁)のみ、柱に「跋一(二)」と墨書。他の丁にはなし。

〇一面行数 本文十三行、序跋八行。

〇奥書 「處世訓示蒙」の末尾に「寛延元年冬十一月 芙蓉道人 鳴鳳卿識／寶暦五年冬十一月 源鼎卿謹寫」(上) 一〇二頁、「孝悌忠信對問」の末尾に「鳴鳳卿識／寶暦五七月下旬 源鼎卿謹寫」(中) 一〇四頁、「五常解」の末尾に「予既……其側云／延享乙丑之冬十二月六日 鳴鳳卿謹識／寶暦五亥夷則下旬 門人 源鼎卿謹寫／井校訂」(下) 九八頁とあり、本書全体の奥書はなし。

○藏書印 第二丁オの右下に「新井氏図書記」(朱陽方印、縦二・

○種、横二・○種)あり。なお、藏書印ではないが、序跋の首尾に捺された印の種類と寸法は次の通りである。「椿窟居」(朱陽方印、縦二・二種、横一・一種)、

「安卿之印」(朱陰方印、縦二・一種、横二・一種)、

「山高水長」(朱陽方印、縦二・○種、横二・○種)、

「上馬善業」(朱陰方印、縦三・○種、横一・六種)、

「鼎卿印」(朱陰方印、縦一・八種、横一・八種)、「仲

羹源氏」(朱陽方印、縦二・○種、横二・○種)、「雲中

白雀」(朱陽方印、縦三・九種、横一・八種)、「山俊明

印」(朱陰方印、縦二・七種、横二・七種)、「字曰子

亮」(朱陽方印、縦二・六種、横二・七種)。

○書人 朱墨とも本文と同筆。

二 伝本・伝来

目下のところ、当該の川越市立図書館蔵本以外の伝本は管見に入らない。理由は後述するが、該書は編者辻鼎卿の稿本と考えられるので、これより優位に立つべき伝本を想定する必要はなさそうである。

藏書印「新井氏図書記」に見える「新井氏」について、『川越市立図書館貴重図書目録』(同館発行、昭和四十一年三月)の「まえがき」はこう記す。

新井政毅 川越志義町の住人、通称甚太郎、字を伯夫と称し、琴斎、梅園などと号した。もと麻屋という商人の子であるが性

来学問を好み海保漁村、尾高高雅について学んだ。非常な読書家で国書・漢籍に精通し、藏書家として東都にもその名を知られた。壮時江戸に出て維新後仕官したこともあるが、明治二十年頃川越に帰栖して自適の生活を送り、三十五年二月九日歿。享年七十六才。市内養寿院に葬る。鶴斎蓮塘梅偶居士。一男新之助ありしもその消息は不明。

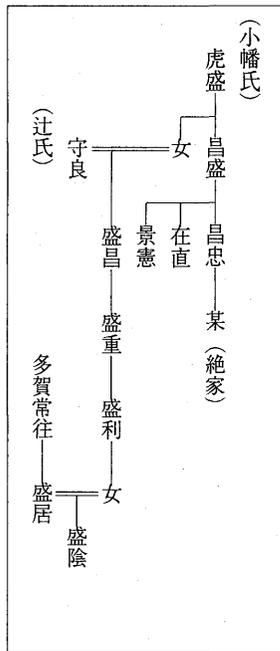
この政毅の親類に当る綾部家を通じて旧藏書が川越市立図書館に寄贈されたという経緯も「まえがき」に明記されているが、政毅以前に伝来を遡るのは不可能である。なお、政毅に関しては、渡辺刀水「埼玉名家著述目録」にも記載があるが、これら以上の詳伝については知るところがない。

三 編者辻鼎卿

辻鼎卿の素姓を探る唯一の手がかりは、二十九丁オの頭欄にある朱の書入れ(15)「小幡勘兵衛景範、則鼎卿母方從祖也。家言猶存。今之甲州流、山鹿流与異」(中)九九頁)である。小幡勘兵衛景範は、表記こそ違うが小幡景憲に他ならない。甲州流兵学の大成者として知られる景憲は、甲州武田氏の家臣小幡昌盛の三男として元龜三年に生まれ、寛文三年二月二十五日に九十二歳で没している。「寛政重修諸家譜」(以下「諸家譜」と略記)巻五百四十五には景憲の詳伝が掲げられるが、今ここでその詳細を検討する必要はない。「小幡勘兵衛景範」を「母方從祖」とする辻氏をさがせば事は足りる。

その辻氏は意外にも容易に見出すことができた。「諸家譜」巻千

四百九十七所掲の守良に始まる辻氏がそれである。守良の子盛昌の項に「母は武田家の臣小幡山城虎盛が女」と注記があつて、これによつて辻氏と小幡氏が結びつくことが証された。盛昌以降、嫡流は盛重、盛利、盛居と続いて、『芙蓉楼玉屑』の成つた宝暦年間（の当主は盛陰、通称源五郎である。もしこの辻盛陰が鼎卿だとして、小幡景範を「母方」の従祖とするのはなぜか。それは系図を見れば容易に知られる。即ち父盛居は祖父盛利の実子ではなく、盛利の男子が早世したため養子に迎えられ、盛利の女と結婚して盛陰を生んだのであつて、守良以下の辻家の血は盛陰の母の方に流れている。



右は両氏の關係を示した略系図である。この系図通りであれば、盛陰が景憲を「母方従祖」と呼んでもおかしくない。唯一ひつかかるのは、『諸家譜』の小幡氏の系図に辻盛昌の母となるべき女性が見出せないことである。同氏の系図の小幡虎盛の女としては、桜井安芸守信忠の妻となつた人物一人が登録されるのみ。辻盛昌の項とは矛盾してしまふ。しかし、ここでは当時の女子の扱いを考慮に入

れて小幡氏の系図の不備を想定しておくかはなさそうだ。若干の未確定な部分には残るけれども、辻源五郎盛陰を鼎卿その人と見て間違いない。

さて、当の辻盛陰とはどういう経歴の持ち主なのか。現在の筆者は『諸家譜』以上の材料を持ち合わせない。後述するが『諸家譜』掲載の伝記事項には誤りや省略、意図的変更が多く、直ちに信を置くのは憚られる。『諸家譜』編纂の基となつた『諸家系譜』（内閣文庫蔵）などと比較しなければならぬが、補訂は将来に期してまずは論述の都合上『諸家譜』に拠る経歴を年代順に摘記しておきたい。

元禄十六年

出生。

享保七年五月一日

将軍吉宗に拝謁。

十九年六月二十一日

家督相続。

二十年一月二十六日

大番。

元文五年十一月十日

御蔵奉行。

延享元年二月八日

出納を糺し黄金拝領。

寛延二年六月二十三日

代官。

明和五年一月二十八日

勘定吟味役。

八月六日

三河吉田橋の普請監す。

十二月十八日

布衣を許さる。

七年六月十六日

御前をはばかり。

閏六月八日

許さる。

安永五年六月二十七日

将軍家治日光參詣供奉につき時服・黄金拝領。

十月六日

御納戸頭。

六年十月十二日 西丸御広敷用人。

八年四月十六日

寄合。

七月二十日

西丸御裏門番頭。

天明元年五月十二日

西丸御広敷用人に復す。

三年六月七日

二丸御留守居。

四年七月十六日

退任。

八月三日

没。八十二歳。

なおこの経歴は年々発行された武鑑によっても確認できる。たまたま手元にあつた延享二年の須原屋版、宝暦四年、同八年の燕屋弥七版には、それぞれ「御藏奉行 辻源五郎」「諸国御代官衆 焚火之間 辻源五郎」(宝暦八年版も同じ)と事実にあつた記述となつてゐる。ともあれ二百俵高の旗本としては二丸御留守居まで昇つたのは出世と言えよう。

注目したいのは、寛延二年以降、明和五年に勘定吟味役に進むまで代官の職にあつたことである。成島信遍が農政家としての立場から、池上幸豊・奥貫友山・田沢義章等の新田開発・治水・救荒に功のあつた郷士・名主層と親交を持ったことは既に指摘した(拙稿「成島信遍年譜稿(三)」《江戸時代文学誌》第八号 平成三年十二月)が、やはり名主から代官に取り立てられた田中休愚(丘隅とも)や、猿楽の列から代官にまで昇つた養笠之助正高等とも信遍は深く交つた。どうやら経世の術を漢籍から学ぶだけではあき足りなくなつた信遍は、その実践の場として農政を採り上げ、農地や農民と直接関わる代官達の顧問として指導に當つた節がある。彼の周辺に代官や立場上代官とは近接している名主の姿が目立つのは、信

遍が彼らに学問を受ける代わりに彼らから具体的な農村の状況情報として入手する意図があつたことではなかつたか。そして信遍を取りまく代官の一人に辻源五郎盛陰を数え上げてよいのではあるまいか。

現在のところ、『芙蓉楼玉屑』以外に辻盛陰と信遍の交渉を裏付ける資料は管見に入らない。直接の根拠を持たないからには、これ以上の推測は慎むべきであろう。拙稿「成島信遍年譜稿」(四)以下の続稿を準備中であるので、後考を期したい。

なお、辻鼎卿の素姓を辻盛陰としたが、以降の記述でも「鼎卿」の称を用いることにする。『芙蓉楼玉屑』には「盛陰」の名も「源五郎」の通称も一切登場しない。本書の編纂に際しての気構えのよくなるものを「鼎卿」の称に感取出来るし、それが盛陰の本意であろうと忖度する故である。

辻鼎卿の素姓にややかかずらいすぎたが、次に本書を鼎卿の稿本そのものと判断した根拠を述べる。鼎卿の筆跡として比較すべきものを持たない以上、あくまでも蓋然性に依拠した論述にとどまるわけであるが、次のような点が指摘できる。

第一に、前述した見返しの反故に、鼎卿の叙の書きさしが利用されてきたこと。十四字目の「蜀」を途中まで書いて放置したのは、一行字数の変更かもしくは書き損じのためと思われるが、その反故の字体が正規の叙のものとは完全に一致する。

第二に、本文中に点在する朱墨の書入の字体が本文と一致する上、例えば小幡景範(憲)に関するもののように、鼎卿自身によると考えるのが最も自然な朱書入が存在する。朱と墨の書入を検討すると、

墨は書き損じをその場で欄外や行間に補記した例がほとんどと言つてよく、一方の朱は書写が一応完了した後の点検中の訂正や補注と見られ、一連の作業が鼎卿によって行われたと判断するのが適當であろう。もつとも、(3)「従か」(同上)一〇〇頁、や(25)「信之字衍乎」(中)一〇四頁)のように自ら施した朱の補訂に対する自信の無さや疑いの窺える例もあつて、書写者同一人物による書入とは認め難いとの立場も当然あり得ることも考慮に入れなければならぬ。私見では、信遍の誤りに対して控え目に異議をとなえたか、または鼎卿の手元にあつた信遍の草稿自体の解説が鼎卿にはかなり難しく、書写や補訂の段階で解決がつかかなかつた箇所なのではないかと考える。そしてこの浄書本は、あるいは代官としての任地の関係で、または晩年の信遍に遠慮してか、信遍の目には触れさせなかつたのではあるまいか。信遍が一覧しておれば当然訂し得たはずの單純かつ低レベルの誤字脱字が本文にはかなり残されており、翻字ミスと誤認されかねない箇所限定して(ママ)を付した例からも鼎卿の学問水準がある程度推測される。鼎卿自身、書写にいま一つ自信が持てず、書入の訂正にもためらいがあつたのは確かかなよう、ややあいまいな朱墨の書人も鼎卿の手になると見てよからう。さらにいえば、鼎卿の叙に朱の句点が補つてあるのも、鼎卿が朱で校訂を加える際に自ら撰文した叙をも読み直したといういきさつを示しているのではなからうか。

第三に、長谷川安卿の序や山岡浚明の跋の首尾に彼らの使用した印が実際に捺されていること。いずれも謹直な楷書のため書体の特徴が乏しく、安卿や浚明の自書か否かは容易に決し難く、少くとも

安卿の序は鼎卿の叙と書体がかなり近似するので代書の可能性も高いのだが、安卿や浚明の印を直接もらえるのは、序跋に見る通りの親交を持つ鼎卿自身以外に考えようがない。二人とも浄書された料紙に直に捺印したのであるから、鼎卿が編んだ原本そのものに違いあるまい。念のため印の一つ「菫居」(安卿序の序題の下に捺される)の由来を探ってみると、信遍に「菫居亭記」(「菫」は「菫」とも表記した箇所がある)という和文がある(東京大学史料編纂所蔵『芙蓉楼全集』巻七所収)。その冒頭に、

長谷川のぬしがそのを灌園と名づけ、亭を菫居となむいふめる。菫居の心をとへば、文選のこと葉にいで、もとより人の国のことのはよりみいでたるとや。

(通行の字体に直し、私に濁点・句読点を施す。以下同)とあるので、長谷川安卿の亭の名が菫居(菫)で「菫居」はこれに依つたことが知られる。ここに偽印・模刻の可能性を論う必要はないだろう。

以上三点、いずれも状況証拠に過ぎないが、本書が辻鼎卿の稿本であろうこと、少くともその蓋然性が高いことの根拠とする。

四 序跋者長谷川安卿・山岡浚明

巻頭の序を撰した長谷川安卿は、のち幕府の御書物奉行を勤め、文雅の士として名高く、特に和歌を冷泉為村に学んで関東冷泉門の重だつた存在であつた。また、信遍に和漢の学問を授けられ、信遍の子和鼎とは深く親交を結んだ。安卿と和鼎の歌論の共通性や信遍歌論からの発展の度合等については既に述べた(拙稿「風雅和歌集

の復権—江戸冷泉派歌論断章—」(『日本文学研究』第二十五号 平成元年十一月)ので御参照願いたい。

安卿の略伝は森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』(昭和書房 昭和八年)に載る。実父は田中休庵。信遍とは因縁浅からず、二代にわたる交流は文芸史上の一角を占めている。ところで安卿の伝には一つの問題点がある。森潤三郎氏は大正八年三月十八日に、浅草松葉町の乗満寺にあった安卿の墓を採訪され、碑面に「安永八己亥十一月十六日」と刻されていた旨を前掲書で報告された。ところが同書にも引用されている『諸家譜』には「安永八年十一月晦日死す」とあり、幕府書物方の「始末記」(『大日本近世史料・幕府書物方日記三』所収)も同日とする。幕府の公式記録という点を考慮してか、現在は十一月晦日没説が有力のようで、森繁夫氏『名家伝記資料集 成』第三卷(思文閣出版 昭和五十九年)や熊谷武至氏「江戸に於ける堂上派その一 長谷川安卿」(『東海学園国語国文』十二 昭和五十二年八月)、国学院大学日本文化研究所『和学者総覧』(汲古書院 平成二年)などもこちらを採っている。しかし、前述の通り、『諸家譜』には公的であるがゆえの意図的な変更が生没年月日に施されている例がある。安卿の場合もそうで、十一月十六日が正しい。乗満寺の墓が廃された以上、森氏の実見報告は貴重というほかない。

成島和鼎の養子峰雄に「安卿ぬし一周忌和歌序」(宮内庁書陵部蔵『片玉集』前集卷五十四)という文章がある。安卿の伝としては基本となるべき内容を有するので以下に掲げてみる。

安卿ぬし一周忌和歌序 成島峰雄

あはれわが安卿ぬしいまそがりしおりは、我父になくむつま

じうして、われを見給ふ事猶子のごとくぞおふしたてられし。三史五経の道々しきよりして何のわざにも息焉悠焉こそ終には道の大なるきはきはむべきなれ、なをこたりそ、なくしそくといさめられしかば、もの、ふの弓矢はさらにもいはず、詩歌管絃のうちに志をおなじうせる友どちとむつび、花の筵に春の日のくれがたきをわすれ、月の高どのに秋の夜の明やすきをおしみて、いつしか三十あまりの月日ををくりぬ。さるが中にもとりわきをへたまへりしは、しき鳥の大和歌は吾道のたゞしきをつたへ、唐のひじりのをしへもこれにこそこもりたれ、此国にうまれとうまる、人まづ我国ぶりをまなびてこそ四書六芸をもまなぶべき、さらずは螢雪の光いたづらごとにして、世をてらし身をかゝやかさん事はうとくのみなり行、此国のたゞしきをしらず、かへりては世にひがくしうをこのものにご生たつなれなどいさめごちたびくなり。さるかたにつきてかうがへつくられし文ども、涙のまさごのかずくにいできおるおりく、かならず携きたられ、我父にかうくなんおもふはいかにくとかたみにあみあひてかたりあはれけるさまは、我祖父のはやうをしへたてられし事どもを年ごろはらにあぢはへ、今はたあらたにおもひえて子孫のさとしやすからんためにしるされしとぞ。やつがれさばかりのふかき道のつたへうくべきうつはにあらざれど、なまじるにすみだ川のながれたえせぬ跡といふばかりにてか、るかしきふみどもをかたはらみる事をゆりたるなるべし。しかのみならず、これもわがおほづのつたへまいらせしとて大和ぶみかく事をさへに何くれをしへ

給ふける。ならのはの名にあふふることはあがりての世の事なれば、いさ、かそのすがたことばまなびうべくもあらず。古今集の序をもてものかく筆の父とし、源氏ものがたりをは、として、ことにしたがひ時にのぞみ、そのすがたことばよろしきをえらびかきつゝるべうなんとねもころなり。されど垣ねの小草つかみじかき才のほどなれば、花にさくべき言のはもなきほどに、去年大楹の間にそなへものすと見給へりしはかなき夢の後は、春の花うるはしき色をうしなひ、秋の月きよき光をかくして、霞にむせび露をのみぞかなしむ。まいてになくかたらひし我父の、あしたには断琴の音のみなき、夕には隣笛の世をあぢきなくおもひなしぬるさま、いとかなし。ことしはや一周の忌にも成ぬれば、我父の安卿のぬしが太郎安辰ぬしにはかりて、したしかりし人々に和歌す、むべきかために題を冷泉の御家にねぎたてまつり、そのつゝで終焉のことばもたてまつられしに、ことにあはれがらせ給ひて御歌たまはりぬ。彼す、むべき歌の題御うたよろづねぎたてまつりしごとく事ゆりぬ。故人道さま二点たまへりし追かぜの歌をかしらにをきて、人々に歌す、むべきよしおきてさせ給ふ。さてこそ彼ありし我国ぶりをたふとみ、年ごろ宗匠家につきてことのはの露みが、れし道の光あらはれ、あきらけきにはのをしへを子孫の世に貽しをかれぬるになん。やつがれ筆の林落葉色なく、硯の海こほりひまなく、何のいひ出んふしもおもひかまへられねど、かのかずくにおふしたてられしかしこさにいさ、かもむくはんがため、色なる涙に筆をそめてつたなき言葉しるしつけぬるにこそ。

安永九年霜月十六日 源峰雄謹識

「ことしはや一周の忌にも成ぬれば」とあるし、文章全体の趣旨からいっても、この序が「安永九年霜月十六日」付で物されたことを軽々に見すごすわけにはいくまい。父和鼎との雅交を目の当りにした峰雄が、一周忌の日付を誤るとは考えにくく、何らかの事情で発表を晦日までずらして公儀に届けたと見るのが自然ではなからうか。即ち長谷川安卿は享保四年生、安永八年十一月十六日没、六十一歳となる。

なおこの序は、信遍に指導を受けた和文によって「我国ぶり」を学び、和文に経学を上回る価値と道徳・啓蒙の器としての性格を積極的に付与していた安卿の意識を明示する貴重な資料である。安卿についてはなお詳考を必要とする。別の機会を期したい。

跋の撰者山岡浚明については贅言を要すまい。中野三敏先生「山岡浚明年譜考」（近世文学史研究会編『近世中期文学の諸問題』二）今文化書房博文社 昭和四十四年）所収に従来の年立の混乱を訂され、和漢雅俗にわたる事跡を詳伝としてまとめられている。浚明は寛延二年に西丸御小姓組番入りをしているから、同じく西丸の御同朋格奥務となっていた信遍とは接触があったのであろう。冷泉門人の萩原宗固等との交友を思えば、江戸冷泉派の世話役信遍を重んずるのも自然ななりゆきといえようか。

五 『芙蓉楼玉屑』の成立

書誌の「奥書」の項に述べたが、本書に見出される個別的な識語・奥書に従って各文章の成立過程をたどると次のようになる。

○延享二（一七四五）十二月六日

「五常解」成立。

○寛延元（一七四八）十一月

「處世訓示蒙」成立。

○宝曆五（一七五五）七月（夷則）下旬

「孝悌忠信對問」を写す。

「五常解」を写し校訂。

十一月「處世訓示蒙」を写す。

○宝曆六（一七五六）十一月

辻鼎卿叙撰文。

○宝曆七（一七五七）三月

長谷川安卿序・山岡浚明跋撰文。

即ち宝曆五年の七月から十一月にかけて、鼎卿は集中的に三つの文章の筆写と校訂に従事している。本文の書写態度は全く一貫しているから、他の部分もほぼ宝曆五年から六年にかけて写し取られたと見てよいのではなからうか。翌六年末にまず自ら叙を撰し、翌々年の三月になって更に安卿・浚明の序跋を求めた。宝曆五年から七年へと鼎卿の編纂意欲の盛り上がりを見るかのようなのである。本書の体裁を見て出版を前提とした稿本の類ではなかったかと感じるものもあながち見当はずれではないのではないか。安卿や浚明の序跋に直接捺印を求めているし、安卿自身のためのノートにしては念が入っている。もともと、宝曆七年当時の安卿や浚明では、信遍の著述に權威を持たせるにはまだ役不足に過ぎるという難点があつて、出版の可能性を云々するのは早計だが、鼎卿の熱意の源泉は一体何だ

つたのか、単なる自分への教戒のために備えた一冊に過ぎなかったのか、という疑問は残る。

『芙蓉楼玉屑』成立事情の周辺にのみ終始して本稿では内容に立ち入ることができなかった。信遍伝や思想史・経学等とからめた分析には相應の記述を要する。残された紙幅では不十分なため別稿に譲ることとし、まずは『芙蓉楼玉屑』の外縁にとどめた解題として本稿を終える。